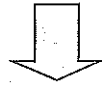


生駒市地域包括支援センター職員配置

平成 25 年度

センター名	保健師等	社会福祉士	主任介護支援 専門員	介護支援 専門員等
生駒市フォレスト 地域包括支援センター	1	1	1	
生駒市メディカル 地域包括支援センター	1	1	1	0.5
生駒市阪奈中央 地域包括支援センター	1	1	1	
生駒市東生駒 地域包括支援センター	1	1		
生駒市社会福祉協議会 地域包括支援センター	1		1	
生駒市梅寿荘 地域包括支援センター	1	1	1	0.5



平成 26 年度（案）

センター名	保健師等	社会福祉士	主任介護支援 専門員	介護支援 専門員等
生駒市フォレスト 地域包括支援センター	1	1	1	
生駒市メディカル 地域包括支援センター	1	1	1	0.5
生駒市阪奈中央 地域包括支援センター	1	1	1	
生駒市東生駒 地域包括支援センター	1	1		
生駒市社会福祉協議会 地域包括支援センター	1	1		
生駒市梅寿荘 地域包括支援センター	1	1	1	0.5

平成 25 年度から、阪奈中央地域包括支援センターの圏域内第 1 号被保険者数が 3,000 人を超えたことにより、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員を各 1 名配置するように変更。

生駒市の地域包括支援センターでは、それぞれの職種の特性を活かしながら、かつ指定介護予防支援事業と包括支援事業の対応が可能な人材を配置していただいている。

したがって平成 26 年度以降において、東生駒地域包括支援センター及び社会福祉協議会地域包括支援センターの人員配置については、国の基準通り保健師等の配置に加え、社会福祉士もしくは主任介護支援専門員の配置でよいものとする。

地域包括支援センターの職員配置について（国の基準）

○センターの人員

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第 140 条の 66 第 1 項第 2 号）

○センターの職員の員数

専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人とされている（施行規則第 140 条の 66 第 1 項第 2 号）

ただし、次に掲げる場合には、センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる（施行規則第 140 条の 66 第 1 項第 3 号）

第 1 号被保険者の数	配置すべき人員
おおむね 1,000 人未満	保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等、主任介護支援専門員等のいずれか 1 人

※地域包括支援センターの設置運営についてより一部抜粋

老計発第 1018001 号 老振発第 1018001 号 老老発第 1018001 号

平成 18 年 10 月 18 日 一部改正：平成 25 年 3 月 29 日

生駒市地域包括支援センター 担当エリア別人口

包括名	担当エリア	生活圏域	人口	65歳以上人口	認定者数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
フォレスト 地域包括支援センター	生駒北中学校区 光明中学校区（一部） 鹿ノ台中学校区	①②	18,285	4,504	679	148	108	91	68	77	101	86
デ'イカ 地域包括支援センター	上中学校区 大瀬中学校区（一部）	③⑧⑩	38,475	8,447	1,259	282	230	154	143	98	152	200
阪奈中央 地域包括支援センター	光明中学校区（一部） 生駒中学校区（一部）	④	12,905	3,072	530	116	94	58	57	53	70	82
東生駒 地域包括支援センター	生駒北中学校区（一 部） 光明中学校区（一部）	⑤	12,781	2,357	332	71	62	42	33	29	41	54
社会福祉協議会 地域包括支援センター	生駒中学校区（一部）	⑥	9,043	2,137	373	68	67	30	44	30	65	69
梅寿荘 地域包括支援センター	緑ヶ丘中学校区 生駒南中学校区	⑦⑨	29,757	6,976	1,221	217	240	149	142	97	153	223
合計			121,246	27,493	4,394	902	801	524	487	384	582	714

デ'イカ（北） 地域包括支援センター	上中学校区	③	19,858	4,692	617	147	113	77	72	44	80	84
デ'イカ（南） 地域包括支援センター	大瀬中学校区（一部）	⑧⑩	18,617	3,755	642	135	117	77	71	54	72	116

H25.4.1現在

社会福祉士の退職と雇用の報告

平成 25 年 7 月末で、阪奈中央地域包括支援センターの「社会福祉士」が退職



法律上は、「社会福祉士に準ずる者」の配置によって、国の職員配置基準を満たすことが可能



ただし、できるだけ速やかに「社会福祉士」の配置が必要



この件については、平成 25 年 7 月 11 日の生駒市地域包括支援センター運営協議会（現在は、生駒市介護保険運営協議会の設置により廃止）において、「社会福祉士に準ずる者」の配置で対応する期間等について、協議をいただき、「9 ヶ月以内とするが、10 ヶ月以降も続けば委託料の減額」の条件を決定していたところでした。



阪奈中央地域包括支援センターにおいては、この決定を受け、雇用努力によって平成 25 年 8 月 11 日付けで「社会福祉士」を雇用されました。



従いまして、結果的に同センターが「社会福祉士に準ずる者」で対応された期間は、

平成 25 年 8 月 1 日～平成 25 年 8 月 10 日（10 日間）
でありました。

以上、報告いたします。